

資料 2-5

国立大学教育研究評価委員会（第53回）

平成31年3月19日

評価実施要項（案）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価

2018年6月

2019年 月改訂

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。（同法第31条の3第1項）

機構は、法人評価委員会からの第3期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成27年（2015年）5月27日付け）を踏まえ、2020年度に同法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）、2022年度に同法第31条の2第1項第3号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）を実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条第2項）

機構が行う教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。

さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。

この実施要項は、機構が行う教育研究評価について、その基本方針、実施体制、プロセス、方法等を説明したものであり、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp>）に掲載します。

なお、機構が行う教育研究評価は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」に基づき実施します。機構は、「実績報告書作成要領」を順次作成し、国立大学法人等へ配布、公表します。

【第3期中期目標期間の教育研究評価】

2020年度実施：4年目終了時評価
(国立大学法人法第31条の2第1項第2号)

2022年度実施：中期目標期間終了時評価
(国立大学法人法第31条の2第1項第3号)

目 次

はじめに -----	i
目 次 -----	ii
第1部 教育研究評価の基本方針 -----	1
I 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項 ---	1
II 基本方針 -----	2
III 内容 -----	2
IV スケジュール -----	4
V 評価結果とその公表 -----	6
VI 情報公開 -----	6
VII 評価者の選考 -----	6
VIII 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修 -----	6
第2部 4年目終了時評価の実施体制、プロセス、方法 -----	7
第1章 実施体制 -----	7
1 委員会等の編成 -----	7
第2章 評価のプロセス -----	9
1 研究業績水準判定 -----	9
2 学部・研究科等の現況分析 -----	9
3 中期目標の達成状況評価 -----	10
4 評価報告書の確定 -----	10
第3章 評価の方法 -----	12
第1節 学部・研究科等の現況分析 -----	12
I 教育の現況分析の方法 -----	12
1 書面調査 -----	12
2 現況分析結果（原案）の作成 -----	13
II 研究の現況分析の方法 -----	14
1 書面調査 -----	14
2 現況分析結果（原案）の作成 -----	16
第2節 中期目標の達成状況評価 -----	17
1 書面調査 -----	18
2 ヒアリング -----	23
3 評価結果（原案）の作成 -----	23
4 評価報告書（原案）の作成 -----	24
5 評価報告書の決定 -----	24

第3部 中期目標期間終了時評価の実施体制、プロセス、方法	-----	25
第1章 実施体制	-----	25
第2章 評価のプロセス、評価の方法	-----	26
1 評価のプロセス	-----	26
2 評価の方法	-----	28
別 紙 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営 内規第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について	-----	31

第1部 教育研究評価の基本方針

I 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項

(1) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する評価

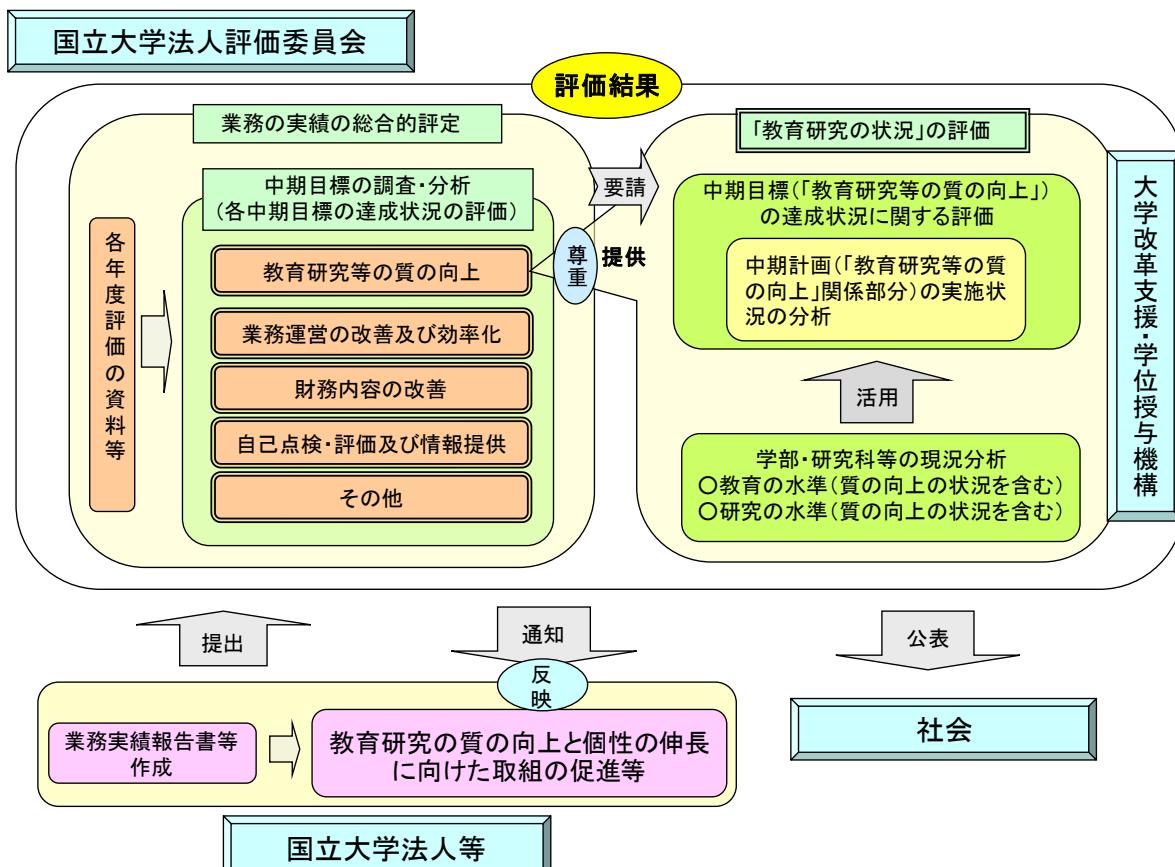
国立大学法人等は、国立大学法人法第31条の2第1項で定めるところにより、中期目標期間における業務の実績について、法人評価委員会の評価を受けることになっています。法人評価委員会は、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行います。このうち、「教育研究の状況」については、機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重することとされています。

(2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

第3期中期目標期間の教育研究評価を行うに当たって、法人評価委員会から、平成27年（2015年）5月27日付けで機構に対して次の要請がなされています。

- ① 評価に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成27年（2015年）5月27日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施すること。
- ② 評価方法等を定める際には、以下に掲げる点に留意すること。
 - ・ 第3期の教育研究の状況に係る評価は、平成28年度（2016年度）に実施する第2期の評価の状況を踏まえ、効率的・効果的に行えるよう評価方法を検討すること。
 - ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価に当たっては、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果を十分に活用しつつ行うこと。
 - ・ 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努めること。

第3期中期目標期間評価の全体像



II 基本方針

前記の要請を受けて、機構は以下の基本方針に基づいて教育研究評価を実施します。

(1) 教育研究の質の向上と個性の伸長に資する

中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行います。

(2) 評価の公正性・透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす

国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価するため、国立大学法人等の教員及び国立大学法人等の教育研究活動に関し、卓越した見識を有する者で構成する評価者（国立大学教育研究評価委員会委員及び専門委員）によるピア・レビューを中心とした評価を行います。評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します。

機構には、社会と国立大学法人等の双方に開かれた組織であることとともに、常により良い大学評価システムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このため、評価方法、評価の実施体制等について公表します。また、評価結果を確定する前に、当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設け、評価の透明性を確保します。

評価結果は公表し、社会に対する説明責任を果たします。さらに、機構が保有する評価に関する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等により提供します。

(3) 国立大学法人等の自己評価に基づく

教育研究評価は、教育研究の質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を、支援・促進するためのものです。これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に自己評価を行うことが前提となります。

機構は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を分析し、評価します。

III 内容

4年目終了時評価では「学部・研究科等の現況分析」及び「中期目標の達成状況評価」を実施し、中期目標期間終了時評価では「中期目標の達成状況評価」のみを実施します。

なお、評価の際に分析する「実績報告書」は、「中期目標の達成状況報告書」（以下「達成状況報告書」という。）及び「学部・研究科等の現況調査表」（以下「現況調査表」という。）から構成されています。

教育研究評価に係る実績報告書の構成

中期目標の達成状況報告書（評価対象：国立大学法人等全体）

中期目標（「教育研究等の質の向上」）の達成状況に関する評価

中期計画（「教育研究等の質の向上」）
の実施状況の分析

学部・研究科等の現況調査表
(4年目終了時評価時のみ)

学部・研究科等の現況分析
○「教育の水準（質の向上の状況を含む）」
○「研究の水準（質の向上の状況を含む）」

(1) 学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、「教育の水準（質の向上の状況を含む。以下同じ）」及び「研究の水準（質の向上の状況を含む。以下同じ）」を分析することにより把握します。

「教育の水準」及び「研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究上の目的に照らして質の状況を判断します。

また、「教育の水準」及び「研究の水準」は、第2期中期目標期間終了時と評価時点での質の向上の状況も含めて判断します。

(2) 中期目標の達成状況評価

達成状況評価は、国立大学法人等ごとに当該国立大学法人等全体を対象にして、4年目終了時評価では、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績（2016年度から2019年度の実績及び2020年度、2021年度の見込み）、中期目標期間終了時評価では、中期目標期間における業務の実績（2016年度から2021年度の実績）の評価を行います。

また、中期目標の記載事項のうち、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」、あるいは「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」にそれぞれ掲げられている教育研究に関連する中期目標の項目及び中期計画の記載内容について評価します。

その際、中期計画に掲げる取組が機能しているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点に配慮し、特に4年目終了時評価では、学部・研究科等の現況分析結果を活用して、総合的に評価を行います。

IV スケジュール

(1) 4年目終了時評価

2020年6月末

(※1 研究業績水準判定に係る資料は
4月中～下旬)

(※2 学部・研究科等の現況分析に係
る資料は5月末)

2020年5月～2021年1月

実績報告書の受理

機構における教育研究評価
(書面調査及びヒアリング^{注)}) の実施

2021年1月～2月

評価報告書（案）の
国立大学法人等への通知

2021年2月～3月

意見の申立てへの対応

2021年3月～4月

評価報告書の確定

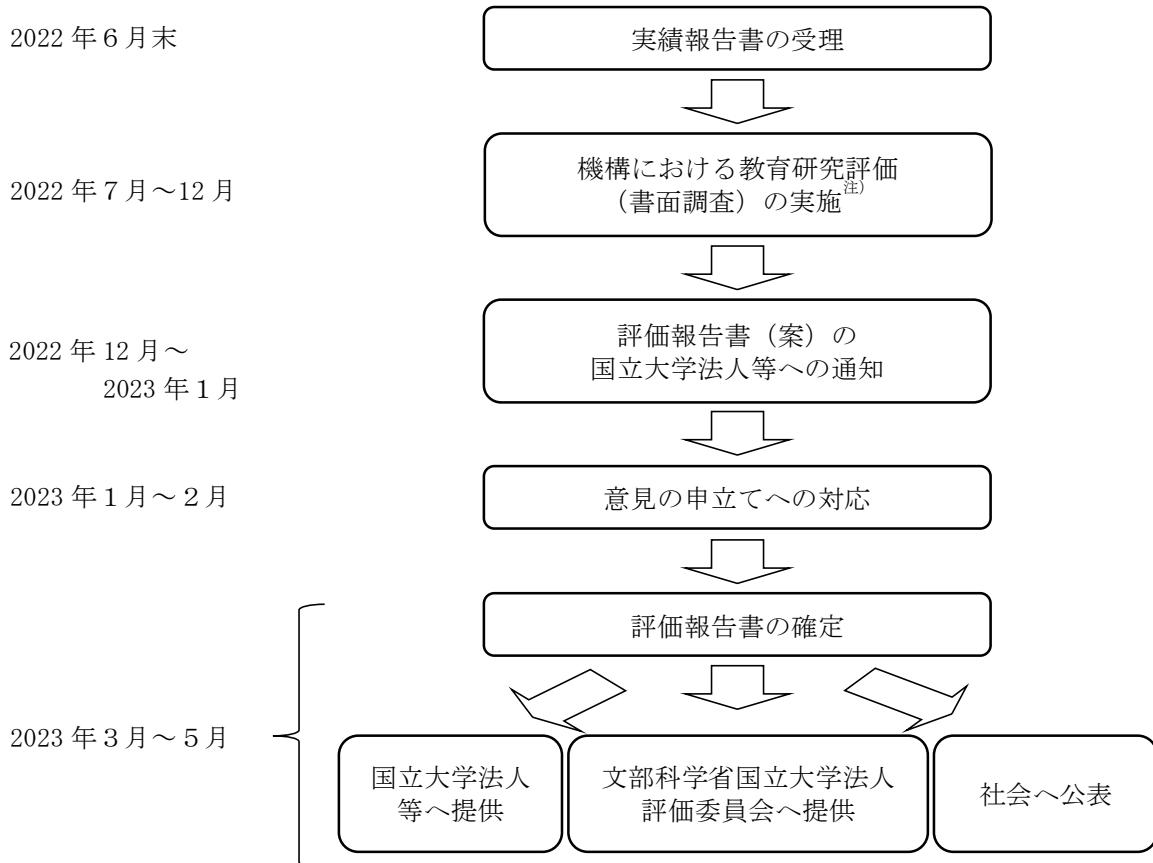
国立大学法人
等へ提供

文部科学省国立大学法人
評価委員会へ提供

社会へ公表

注) ヒアリングは、書面調査で確認できなかった事項等について十分に調査・把握することを目的として、テレビ会議により（もしくは機構が準備する開催場所において）、対象国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員・専門委員が面談を行う方法で実施します。なお、評価委員会が必要と認める場合には、訪問調査を実施します。

(2) 中期目標期間終了時評価



注) 評価委員会が必要と認める場合には、ヒアリング（訪問調査を含む）を実施します。

V 評価結果とその公表

- (1) 評価結果は、評価報告書として国立大学法人等ごとに作成し、文部科学省の法人評価委員会に提供します。
- (2) 評価報告書は、国立大学法人等に提供するとともに、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp>) への掲載等により、広く社会に公表します。

VI 情報公開

機構に対し、本評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公開します。

ただし、国立大学法人等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該国立大学法人等と協議します。

VII 評価者の選考

評価者は、機構の運営委員会の議を経て決定されます。候補者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、所属組織、専門分野、地域等を考慮して選びます。

なお、評価者は、自己の関係する国立大学法人等の評価はできないこととなっています（別紙「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について」31頁参照）。

VIII 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修

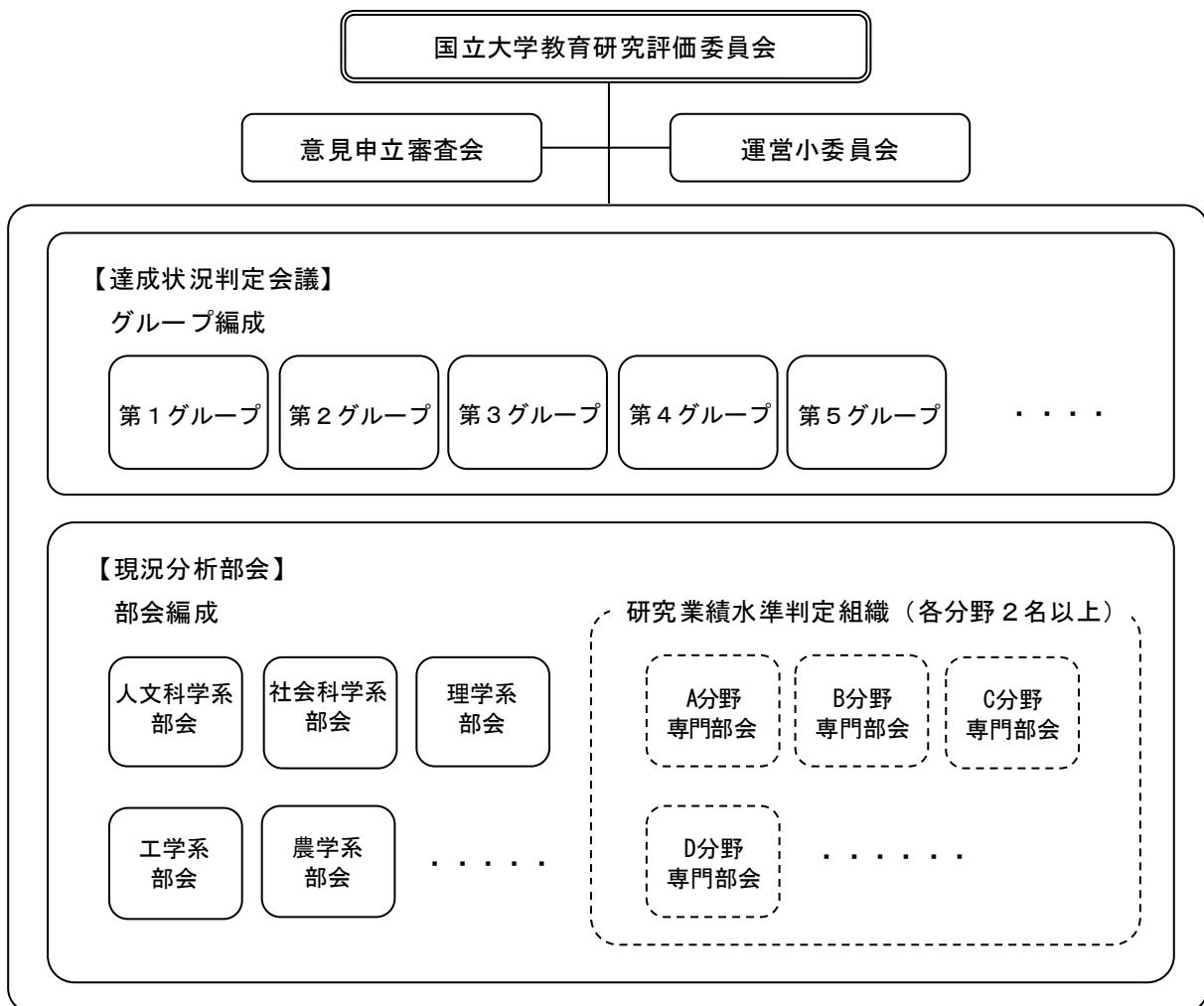
- (1) 評価者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、教育研究評価の目的、内容、方法等について十分な研修を実施します。
- (2) 教育研究評価は、国立大学法人等の実績報告書に基づいて行います。このため、各国立大学法人等の実績報告書作成担当者を対象に、評価基準、評価方法の説明等、実績報告書の作成方法について十分な説明を行います。

第2部 4年目終了時評価の実施体制、プロセス、方法

この部では、4年目終了時評価を実施するための体制、プロセス、方法について説明します。

第1章 実施体制

4年目終了時評価の実施に当たっては、機構に、以下のとおり国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議及び現況分析部会とその下に研究業績水準判定組織を編成します。



1 委員会等の編成

(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的な内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議及び現況分析部会とその下に研究業績水準判定組織を編成します。
- ③ 書面調査、ヒアリング等の評価作業全般を総括するとともに、達成状況判定会議が作成する評価報告書（原案）、対象国立大学法人等からの意見の申立てへの対応等について、審議・決定します。

- ④ 評価に当たって、グループ間、部会間、研究分野間の調整を行う必要が生じた場合には、評価委員会に運営小委員会を設置し、隨時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。運営小委員会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

(2) 達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査及びヒアリングを行い、中期目標の達成状況の評価を実施します。その際、学部・研究科等の現況分析結果を活用します。これらの調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）と併せ、評価報告書（原案）として評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するため、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた8つのグループを編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、当該グループにおける意見の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

(3) 現況分析部会

- ① 現況分析部会は、書面調査による分析を行い、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。各学部・研究科等の「教育の水準」及び「研究の水準」を判定して、現況分析結果（原案）として取りまとめ、達成状況判定会議に提出します。
- ② 研究の現況分析については、研究業績水準判定組織による研究業績の水準判定を踏まえて行います。
- ③ 現況分析部会は、専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、以下に示す11の学系部会を編成します。部会長は、当該部会における意見の取りまとめ、部会内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ④ 各部会間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

学系部会：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関（計11部会）

(4) 研究業績水準判定組織

- ① 研究業績水準判定組織は、国立大学法人等から提出される「研究業績説明書」に基づいて、各研究業績の水準を判定します。
- ② 研究業績水準の判定に当たっては、研究分野^{注)}ごとに、複数の専門委員を配置した専門部会を設置します。
- ③ 各研究分野間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。
- ④ 判定結果は、現況分析部会及び達成状況判定会議へそれぞれ提出します。現況分析部会及び達成状況判定会議ではその結果を尊重します。

注) 研究分野の区分については、2019年度科学研究費助成事業の分類における中区分を用います。

(5) 意見申立審査会

評価結果の内容に対して、国立大学法人等からの意見の申立てがあった場合には、評価委員会に意見申立審査会を設置し、審議を行います。意見申立審査会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

第2章 評価のプロセス

4年目終了時評価における評価作業の全体のながれは、11頁「評価のプロセス（全体像）」のとおりです。この章は、評価委員会並びにその下に編成された達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の作業プロセスを説明します。

1 研究業績水準判定

- (1) 研究業績水準判定は、研究業績水準判定組織が行います。
- (2) 研究業績水準判定組織の各専門部会は、国立大学法人等から提出された研究業績説明書に記載された研究業績の水準判定を行います。
- (3) 判定結果は、現況分析部会及び達成状況判定会議へそれぞれ提出します。

2 学部・研究科等の現況分析

現況分析部会は、次の手順で学部・研究科等ごとに、「教育の水準」の判定及び「研究の水準」の判定を行います。

(1) 教育の調査・分析

- ① 各学系部会は、国立大学法人において学部・研究科等の教育組織ごとに作成、提出された現況調査表及び教育活動に関連する様々なデータを調査・分析することにより、書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、教育の取組や活動、成果の状況について、「教育活動の状況」、「教育成果の状況」の分析項目ごとに教育水準を総合的に判定します。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判定します。
- ③ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、教育の現況分析結果（素案）を作成します。
- ④ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人へ問い合わせを実施します。
- ⑤ 各学系部会は、問い合わせに対する回答を基に、教育の現況分析結果（素案）を修正した現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

(2) 研究の調査・分析

- ① 各学系部会は、国立大学法人等において学部・研究科等の研究組織ごとに作成、提出された現況調査表、研究業績水準判定組織の各専門部会の判定結果を学部・研究科等ごとに集計した資料及び研究活動に関連する様々なデータを調査・分析することにより書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、研究の取組や活動、成果の状況について、「研究活動の状況」、「研究成果の状況」の分析項目ごとに研究水準を総合的に判定します。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判定します。
- ③ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、研究の現況分析結果（素案）を作成します。
- ④ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを実施します。
- ⑤ 各学系部会は、問い合わせに対する回答を基に、研究の現況分析結果（素案）を修正した現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

3 中期目標の達成状況評価

達成状況判定会議は、国立大学法人等から提出された達成状況報告書に基づいて、中期目標の達成状況評価を実施します。その際、研究業績水準判定組織の各専門部会及び現況分析部会から提出された結果を活用します。

(1) 書面調査の実施

- ① 各グループは、国立大学法人等から提出された達成状況報告書を調査・分析することにより書面調査を実施します。その際、現況分析部会の調査・分析結果等を活用します。
- ② 書面調査では、国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況を分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。
- ③ 各グループは、書面調査での調査・分析結果を整理し、達成状況の評価結果（素案）を作成した上で、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

(2) ヒアリングの実施

各グループは、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、ヒアリングを実施します。

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各グループは、ヒアリングでの確認結果を基に、達成状況の評価結果（素案）を修正した達成状況の評価結果（原案）を作成します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議は、達成状況の評価結果（原案）に、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）を併せ、評価報告書（原案）を作成し、評価委員会に提出します。

4 評価報告書の確定

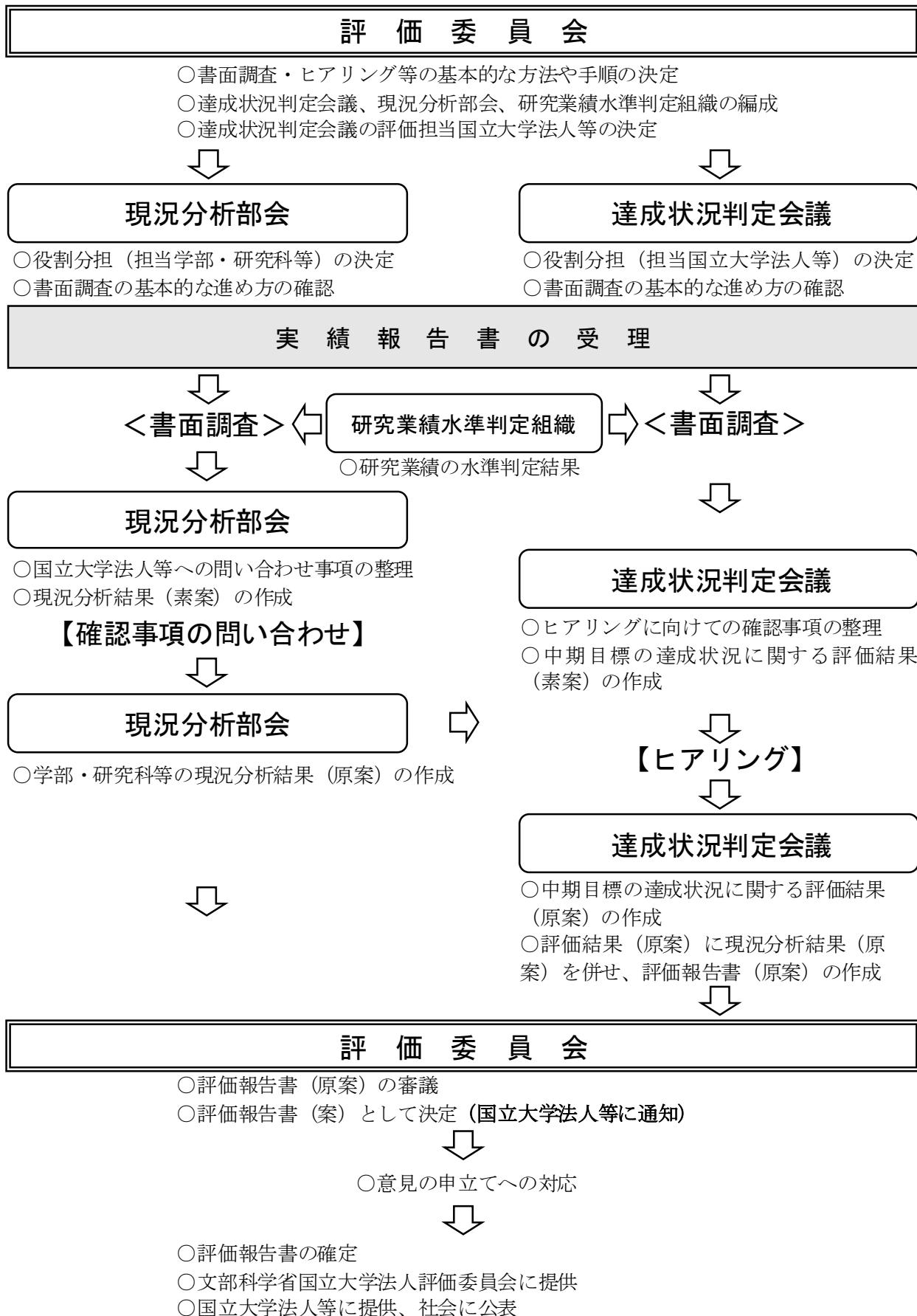
(1) 評価報告書（案）の決定

評価委員会は、達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）を審議し、評価報告書（案）として決定します。

(2) 意見の申立て

評価報告書を確定する前に、評価報告書（案）を国立大学法人等に通知し、その内容に対する意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議の上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当した学系部会、グループの意見を聴取します。

【評価のプロセス（全体像）】



第3章 評価の方法

この章では、4年目終了時評価における学部・研究科等の現況分析、中期目標の達成状況評価の作業内容・方法について説明します。

第1節 学部・研究科等の現況分析

I 教育の現況分析の方法

教育の現況分析は、国立大学法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表、認証評価に関する資料及び教育活動に関連する様々なデータに基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の教育活動を展開していることを十分に理解する必要があるため、国立大学法人の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握した上で、分析を行います。

認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を現況調査表の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。

1 書面調査

(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、現況分析部会を構成する分野別の各学系部会が実施します。なお、書面調査は複数の評価者が担当します。
- ② 書面調査は、国立大学法人から提出された現況調査表及び教育活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、国立大学法人へ問い合わせを行います。

(2) 分析項目ごとの判定

現況調査表には、学部・研究科等の教育上の目的や特徴、特色等が記述されています。さらに、分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況について、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・判定の結果が記述されています。

「教育の水準」の分析項目

分析項目
I 教育活動の状況
II 教育成果の状況

評価者は、分析項目ごとに、以下の区分により「教育の水準」の判定（4段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

分析項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
特筆すべき高い質にある	それぞれの学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が非常に優れていると判断される場合
高い質にある	それぞれの学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が優れていると判断される場合
相応の質にある	それぞれの学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が相応であると判断される場合
質の向上が求められる	それぞれの学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が不十分であると判断される場合

(判定に当たっての留意事項)

- i) 判定に当たっては、構成・規模の異なる学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重しています。
- ii) 判定は、学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて行います。
- iii) 判定に当たっては、教育活動に関連する様々なデータを適宜活用して、公正性に配慮して行います。

(3) 国立大学法人へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人へ問い合わせを行います。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、教育の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。教育の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

- ① 分析項目ごとの判定結果（上記、分析項目の段階判定の区分表参照）を示します。
- ② 上記の判定結果を導いた理由について説明します。
- ③ 学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合には、特記事項として指摘します。

II 研究の現況分析の方法

研究の現況分析は、国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表及び研究活動に関連する様々なデータに基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の研究活動を展開していることを十分に理解する必要があるため、国立大学法人等の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握した上で、分析を行います。

研究の現況分析には研究業績の水準判定が必要です。研究業績の水準判定に当たっては、それぞれの学問分野ごとの特性に応じて、学術的な意義や、研究成果の社会への還元に基づく効果を重視して行います。

1 書面調査

(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、研究業績水準判定組織の各専門部会において研究業績説明書に基づき判定を行い、その結果を踏まえて、現況分析部会において現況調査表に記載された分析項目ごとの分析を行います。
研究業績の水準判定は、専門部会の複数の評価者が行います。また、分析項目ごとの分析は、現況分析部会を構成する分野別の各学系部会の複数の評価者が行います。
- ② 現況分析部会での書面調査は、国立大学法人等から提出された学部・研究科等の現況調査表、研究業績説明書、研究業績水準判定結果及び研究活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

(2) 研究業績水準判定

① 研究業績説明書による判定

国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する研究業績説明書には、当該研究業績の要旨、第三者による評価結果や客観的な指標等を用いた学術的意義や社会、経済、文化的意義について、下記の5段階のうちSS、Sに該当することが説明されています。なお、研究業績説明書は、各組織の専任教員数の原則20%を上限として提出されます。

研究業績水準判定組織の各専門部会の評価者は、説明書ごとに、それぞれの学問分野における当該研究業績の水準を、SS、S、それ以外の区分で判定します。

(研究業績の水準判定の区分と判断基準)

学術的意義での判断基準

- SS：当該分野において、卓越した水準にある
S：当該分野において、優秀な水準にある
A：当該分野において、良好な水準にある
B：当該分野において、相応の水準にある（標準的な研究業績）
C：上記の段階に達していない

社会、経済、文化的意義での判断基準

- SS：社会、経済、文化への貢献が卓越している
S：社会、経済、文化への貢献が優秀である
A：社会、経済、文化への貢献が良好である
B：社会、経済、文化への貢献が相応である（標準的な研究業績）
C：上記の段階に達していない

(水準判定に当たっての留意事項)

研究業績の水準判定においては、学部・研究科等の研究上の目的に照らした判断は行いません。なお、学部・研究科等の目的に照らした分析は、現況分析部会で行います。

② 判定結果の集計

14 頁①での個々の判定結果は、学部・研究科等ごとに集計を行い、学部・研究科等の現況分析を行う各学系部会での判定の際の資料として使用します。

(3) 分析項目ごとの判定

現況調査表には、学部・研究科等の研究上の目的や特徴、特色等が記述されています。さらに、分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況について、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・[判定](#)の結果が記述されています。

「研究の水準」の分析項目

分析項目
I 研究活動の状況
II 研究成果の状況

評価者は、分析項目ごとに、以下の区分により「研究の水準」の判定（4段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

特に、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の判定に当たっては、学部・研究科等ごとの研究上の目的に照らして組織を代表すると判断した根拠等が説明された研究業績説明書及びそれらの研究業績の研究業績水準判定組織による判定結果を踏まえて判断します。

分析項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
特筆すべき高い質にある	それぞれの学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が非常に優れないと判断される場合
高い質にある	それぞれの学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が優れると判断される場合
相応の質にある	それぞれの学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が相応であると判断される場合
質の向上が求められる	それぞれの学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が不十分であると判断される場合

(判定に当たっての留意事項)

- i) 判定に当たっては、構成・規模の異なる学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の研究活動がなされていることを尊重しています。
- ii) 判定は、学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて行います。
- iii) 判定に当たっては、研究活動に関連する様々なデータを適宜活用して、公正性に配慮して行います。

(4) 国立大学法人等へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、研究の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。研究の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

- ① 分析項目ごとの判定結果（分析項目の段階判定の区分表 15 頁参照）を示します。
- ② 上記の判定結果を導いた理由について説明します。
- ③ 学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合には、特記事項として指摘します。

第2節 中期目標の達成状況評価

中期目標の達成状況評価は、国立大学法人等が作成する達成状況報告書、認証評価に関する資料及び教育研究活動に関連する様々なデータに基づき、達成状況報告書に記載された国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を捉えた上で書面調査及びヒアリング(訪問調査を含む)により行います。

その際、中期目標期間中に教育研究の質は向上したかという点に配慮し、学部・研究科等の現況分析結果を活用して評価を行います。

また、研究業績の水準の把握が必要な場合、研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を参考にして評価を行います。

認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を達成状況報告書の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。

達成状況評価は、国立大学法人等が教育研究等の質の向上に関する目標として作成した中期目標に即して行います。大多数の国立大学法人等では、中期目標は次のような構成となっています。

[国立大学法人]

〈大学の基本的な目標〉

〈大学の教育研究等の質の向上に関する目標〉

(教育に関する目標)

- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標
- (2) 教育の実施体制等に関する目標
- (3) 学生への支援に関する目標
- (4) 入学者選抜に関する目標

(研究に関する目標)

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等に関する目標

(社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標)

(その他の目標)

- (1) グローバル化に関する目標

[大学共同利用機関法人]

〈研究機構の基本的な目標〉

〈研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標〉

(研究に関する目標)

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(共同利用・共同研究に関する目標)

- (1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標
- (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標

(教育に関する目標)

- (1) 大学院等への教育協力に関する目標
- (2) 人材育成に関する目標

(社会との連携及び社会貢献に関する目標)

(その他の目標)

- (1) グローバル化に関する目標
- (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標

達成状況評価に当たっては、中期目標を18頁の3階層（「大項目」、「中項目」、「小項目」）に区分し、小項目から順次評価を積み上げて最終的に大項目の評価を導きます。

また、4年目終了時評価においては、達成状況評価における中期目標の段階判定に現況分析結果を活用します。

【国立大学法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 教育に関する目標	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 (2) 教育の実施体制等に関する目標 (3) 学生への支援に関する目標 (4) 入学者選抜に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 研究に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2) 研究実施体制等に関する目標	同上
3. 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標		同上
4. その他の目標	(1) グローバル化に関する目標	同上

【大学共同利用機関法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 研究に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2) 研究実施体制等に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上
3. 教育に関する目標	(1) 大学院等への教育協力に関する目標 (2) 人材育成に関する目標	同上
4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上
5. その他の目標	(1) グローバル化に関する目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上

1 書面調査

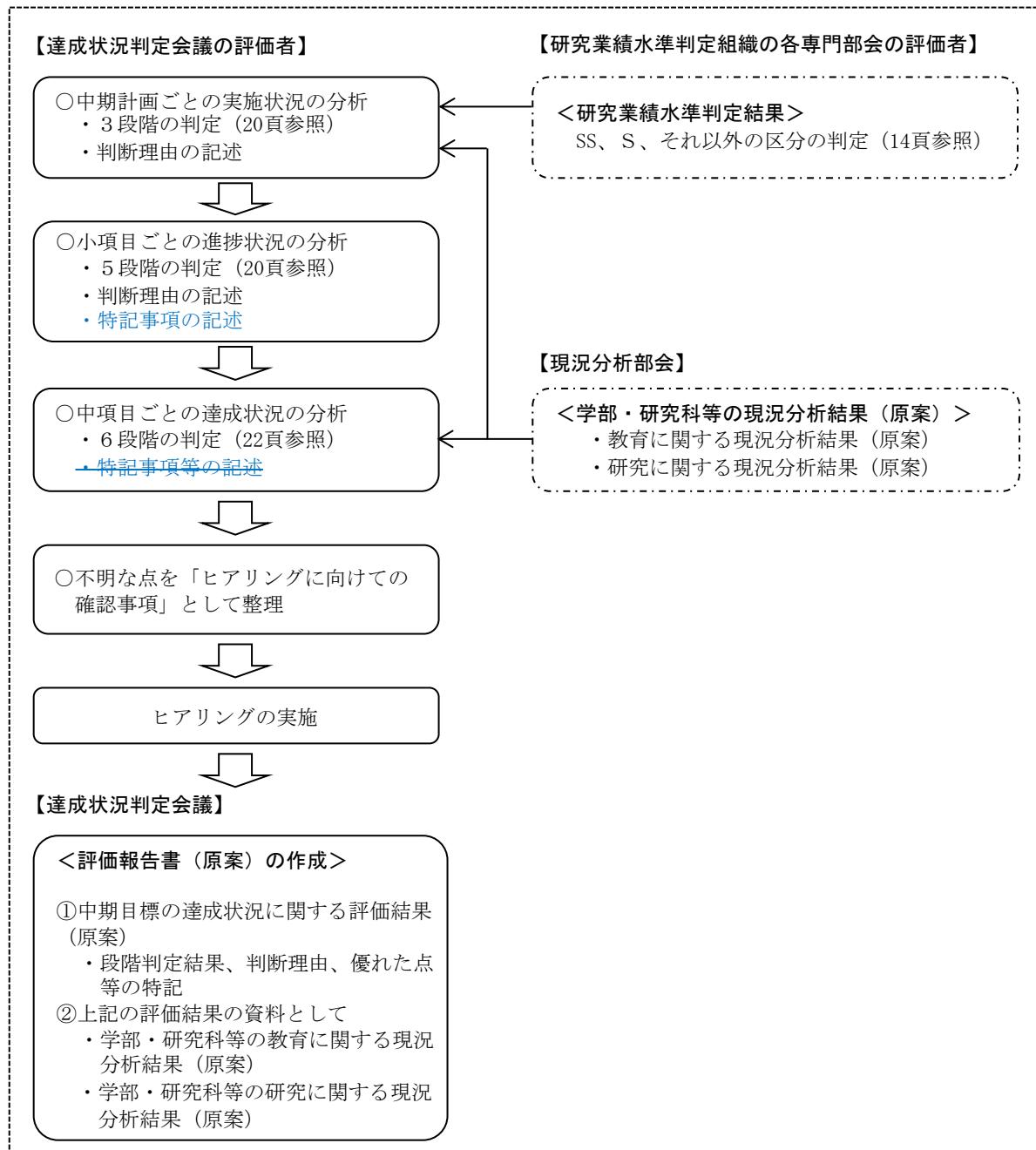
(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、達成状況判定会議を構成する各グループが実施します。各グループにおいては、書面調査の基本的な方法や手順について確認するとともに、評価者の役割や分担について決定します。なお、書面調査は複数の評価者が担当します。
- ② 書面調査は、国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び教育研究活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。達成状況の分析に当たっては、現況分析部会の分析結果等を活用します。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、各グループ内で意見を調整した上で、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。
- ④ 各グループは、書面調査での調査・分析結果を整理し、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

(2) 手順及び評価の視点

書面調査は、達成状況報告書に記載された国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を捉えた上で中期計画の実施状況の分析、小項目ごとの進捗状況の分析、中項目ごとの達成状況の分析の手順で実施します。その際、現況分析部会から提出された学部・研究科等の現況分析結果を活用します。また、研究業績水準判定組織から提出された研究業績水準の判定結果を参考にします。

中期目標の達成状況評価のながれ



① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、中期計画ごとに 2016 年度から 2019 年度までの実施状況、2020 年度、2021 年度の実施予定の内容及び判定の結果等が記述されています。評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析し、以下の区分により判定（3 段階）を行います。

中期計画の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期計画を実施し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期計画を実施している	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を十分に実施していない、または、中期計画を実施しているか判断できない場合

分析に当たって、各中期計画の実施状況において研究業績の水準の把握が必要な場合は、研究業績水準判定組織の各専門部会による個々の研究業績の水準判定結果を参考にします。

② 中期目標（小項目）ごとの進捗状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」に基づいて、中期目標（小項目）ごとに以下の区分により判定（5 段階）を行います。また、「優れた点」等の特記事項をとりまとめます。

小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標の達成に向けて進捗し、特筆すべき実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成に向けて進捗し、かつ、特筆すべき実績を上げていると判断される場合
中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成に向けて進捗し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期目標の達成に向けて進捗している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成に向けて進捗していると判断される場合
中期目標の達成に向けて十分に進捗しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成に向けて十分に進捗しているとはいえないと判断される場合
中期目標の達成に向けて進捗していない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成に向けて進捗していないと判断される場合

(評価に当たっての留意事項)

- i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、地理的条件等が各国立大学法人等によって多様なことを十分考慮します。大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導きます。
- ii) 国立大学法人等が特に重視している中期目標・中期計画がある場合は、それを踏まえて評価します。
- iii) 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価します。
- iv) ~~国立大学法人等は、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その学部・研究科等の名称、分析項目等を記載します。評価者は、その記載された学部・研究科等の現況分析結果等を活用します。~~
- v) ~~以下の考え方を参考に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」の特記事項を抽出します。~~

【優れた点】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点】

各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出でていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

【改善を要する点】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

※ ~~特記事項は、学部・研究科等の現況分析において、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合にも抽出します。~~

③ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」及び「中期目標（小項目）ごとの進捗状況の分析」に基づいて、中期目標（中項目）ごとに以下の区分により判定（6段階）を行います。また、「優れた点」等の特記事項や「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめ、書面調査による分析結果を作成します。

中項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標の達成のために重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

2 ヒアリング

(1) 目的

ヒアリングは、書面調査で確認できなかった事項等について、国立大学法人等関係者(責任者)と意見交換を行い、十分に調査・把握することを目的として実施します。

(2) 実施方法

テレビ会議により（もしくは機構が準備する開催場所において）、国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員・専門委員が面談を行います。

なお、評価委員会が必要と認める場合には、対象国立大学法人等への訪問調査を実施します。

3 評価結果（原案）の作成

各グループは、前述の書面調査及びヒアリングの結果に基づいて、現況分析部会から提出された「教育の現況分析結果（原案）」や「研究の現況分析結果（原案）」を活用しつつ、分析結果について審議・検討した上で評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりです。

(1) 中期目標（大項目）の評価結果（原案）

各グループが作成する評価結果（原案）は、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等の目標（大項目）ごとに下記の評価区分により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

大項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標の達成のために重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(2) 中期目標（中項目）ごとの評価結果（原案）

「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等のそれぞれの目標（大項目）を構成する中期目標（中項目）ごとに、上記(1)の「段階判定の区分表」により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

また、対象国立大学法人等の特性に配慮しつつ、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」を指摘します。

4 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議では、各グループで作成された「評価結果（原案）」に現況分析部会から提出された「教育の現況分析結果（原案）」や「研究の現況分析結果（原案）」を併せ、「評価報告書（原案）」を作成します。この「評価報告書（原案）」は評価委員会に提出されます。

5 評価報告書の決定

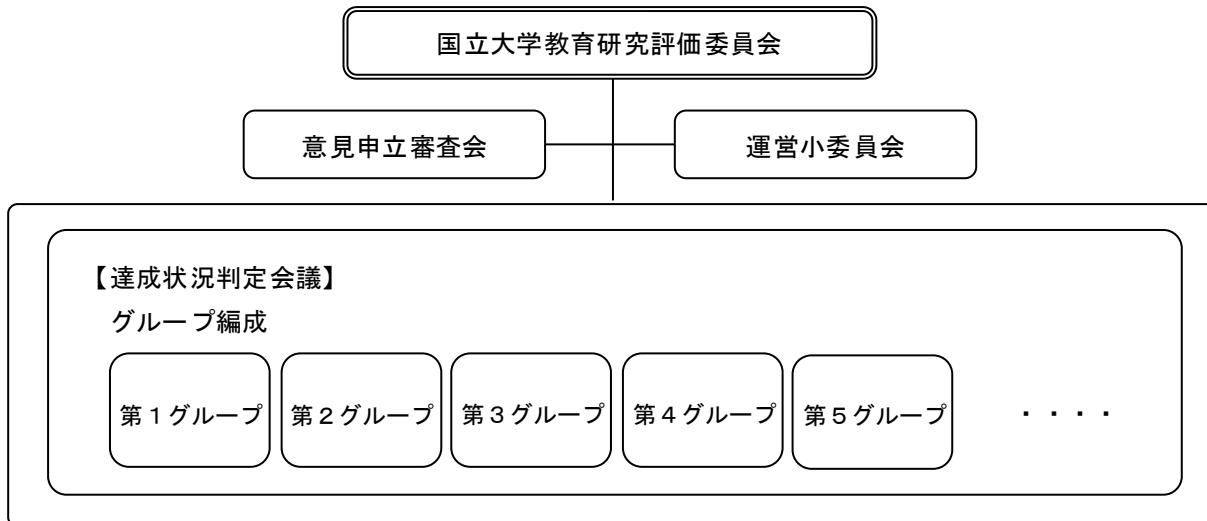
- (1) 達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）は、評価委員会での審議を経て評価報告書（案）として決定します。評価委員会は、この評価報告書（案）を国立大学法人等に通知します。
- (2) 国立大学法人等は、機構から通知された評価報告書（案）に対して、意見の申立てを行うことができます。
- (3) 評価報告書（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において、再度、審議を行った上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当した学系部会、グループの意見を聴取します。
- (4) 評価委員会が作成する評価報告書は次のとおりです。
 - ① 中期目標の達成状況に関する評価結果
 - ・ 達成状況の段階判定結果、判断理由、「優れた点」等の特記事項
 - ② 上記の評価結果の資料として
 - ・ 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果
 - ・ 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果
 - ③ 意見の申立ての内容及び評価委員会の判断（意見の申立てがあった場合のみ）

第3部 中期目標期間終了時評価の実施体制、プロセス、方法

この部では、中期目標期間終了時評価を実施するための体制、プロセス、方法について説明します。

第1章 実施体制

中期目標期間終了時評価の実施に当たっては、4年目終了時評価と同様に、以下のとおり国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる評価委員会を設置します。この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議を編成します。



(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的な内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議を編成します。
- ③ 書面調査等の評価作業全般を総括するとともに、達成状況判定会議が作成する評価報告書（原案）、対象国立大学法人等からの意見の申立てへの対応等について、審議・決定します。
- ④ 評価に当たって、グループ間の調整を行う必要が生じた場合には、評価委員会に運営小委員会を設置し、隨時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。運営小委員会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

(2) 達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査により中期目標の達成状況の評価を実施し、必要に応じて、国立大学法人等への問い合わせを行います。この調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価報告書（原案）として評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するため、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた8つのグループを編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、当該グループにおける意見の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

(3) 意見申立審査会

評価結果の内容に対して、国立大学法人等からの意見の申立てがあった場合には、評価委員会に意見申立審査会を設置し、審議を行います。意見申立審査会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

第2章 評価のプロセス、評価の方法

この章では、中期目標期間終了時評価における、評価委員会並びにその下に設置された達成状況判定会議の作業プロセスや、中期目標の達成状況評価の作業内容・方法について説明します。

1 評価のプロセス

評価作業の全体のながれは、27頁「評価のプロセス（全体像）」のとおりです。

達成状況評価のプロセスについては、基本的に4年目終了時評価と同様に行いますが、次の手順で実施します。

(1) 書面調査の実施

- ① 各グループは、国立大学法人等から提出された達成状況報告書を調査・分析することにより書面調査を実施し、達成状況の評価結果（素案）を作成します。
- ② 書面調査では、国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況を分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。
(中期目標の構成は17頁参照)

(2) 国立大学法人等への確認事項の問い合わせ

各グループは、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを実施します。

なお、評価委員会が必要と認める場合には、各グループは、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、ヒアリング（訪問調査を含む）を実施します。

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各グループは、国立大学法人等への問い合わせに対する回答を基に、達成状況の評価結果（素案）を修正した達成状況の評価結果（原案）を作成します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議は、達成状況の評価結果（原案）を基に評価報告書（原案）を作成し、評価委員会に提出します。

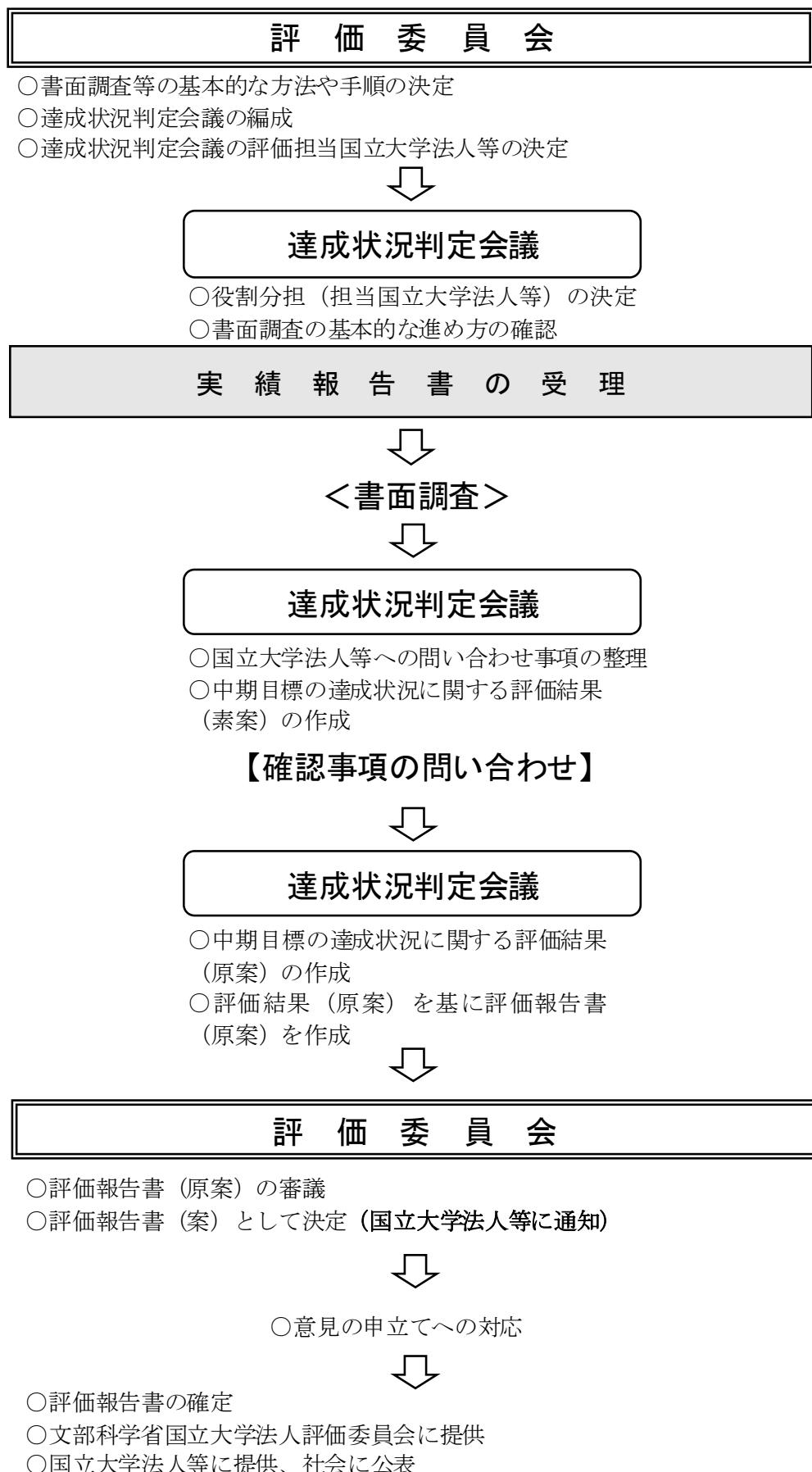
(5) 評価報告書（案）の決定

評価委員会は、達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）を審議し、評価報告書（案）として決定します。

(6) 意見の申立て

評価報告書を確定する前に、評価報告書（案）を国立大学法人等に通知し、その内容に対する意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議の上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当したグループの意見を聴取します。

【評価のプロセス（全体像）】



2 評価の方法

中期目標期間終了時評価については、基本的に4年目終了時評価と同様に行いますが、4年目終了時評価との作業の重複を避けるため、以下のとおり実施します。

(1) 書面調査

書面調査は、達成状況判定会議を構成する各グループが実施します。国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び教育研究活動に関連する様々なデータを基に、4年目終了時評価結果を参照の上、以下の手順で中期計画の実施状況、小項目ごとの達成状況、中項目ごとの達成状況の調査・分析を行います。

① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があつたと判断した中期計画ごとに、2020年度、2021年度の具体的な実施状況及び判定の結果等が記述されています。また、4年目終了時評価結果において「改善を要する点」として指摘した事項に対する改善状況（以下「改善を要する点」の改善状況）という。が記述されています。

評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析し、以下の区分により判定（3段階）を行います。また、「改善を要する点」の改善状況を分析します。

中期計画の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期計画を実施し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期計画を実施している	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を十分に実施していない、または、中期計画を実施しているか判断できない場合

② 中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」に基づいて、中期目標（小項目）ごとに以下の区分により判定（5段階）を行います。[また、「優れた点」等の特記事項をとりまとめます。（「優れた点」等の特記事項の内容を含む「評価に当たっての留意事項」については21頁参照）](#)

小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標を達成し、特筆すべき実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、特筆すべき実績を上げていると判断される場合
中期目標を達成し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期目標を達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合
中期目標を十分に達成しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を十分に達成しているとはいえないと判断される場合
中期目標を達成していない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していないと判断される場合

③ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」及び「中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析」に基づいて、中期目標（中項目）ごとに以下の区分により判定（6段階）を行います。また、「優れた点」等の特記事項や「改善を要する点」の改善状況をとりまとめ、書面調査による分析結果を作成します。（「優れた点」等の特記事項の内容を含む「評価に当たっての留意事項」については21頁参照）

中項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標の達成のために重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(2) 国立大学法人等へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

(3) 評価結果（原案）

各グループは、前述の書面調査等に基づいて、分析結果について審議・検討した上で評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりです。

① 中期目標（大項目）の評価結果（原案）

各グループが作成する評価結果（原案）は、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等の目標（大項目）ごとに以下の評価区分により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

大項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が非常に優れないと判断される場合
中期目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が優れないと判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標の達成のために重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

② 中期目標（中項目）ごとの評価結果（原案）

「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等のそれぞれの目標（大項目）を構成する中期目標（中項目）ごとに、上記(1)の「段階判定の区分表」により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

また、対象国立大学法人等の特性に配慮しつつ、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」を指摘するとともに、「改善を要する点」の改善状況を記述します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

各グループで作成された「評価結果（原案）」を基に、「評価報告書（原案）」を作成します。この「評価報告書（原案）」は評価委員会に提出されます。

(5) 評価報告書の決定

- ① 達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）は、評価委員会での審議を経て評価報告書（案）として決定します。評価委員会は、この評価報告書（案）を国立大学法人等に通知します。
- ② 国立大学法人等は、機構から通知された評価報告書（案）に対して、意見の申立てを行うことができます。
- ③ 評価報告書（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において、再度、審議を行った上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当したグループの意見を聴取します。
- ④ 評価委員会が作成する評価報告書は次のとおりです。
 - ・ 中期目標の達成状況に関する評価結果（達成状況の段階判定結果、判断理由、「優れた点」等の特記事項、「改善を要する点」の改善状況）
 - ・ 意見の申立ての内容及び評価委員会の判断（意見の申立てがあつた場合のみ）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規
第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について

〔 平成 19 年 3 月 26 日 〕
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成 28 年 5 月 20 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規（以下「内規」という。）
第11条の規定に基づき、内規第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学等に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学等に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学等に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学等の教育研究及び経営に関する重要事項を審議する、教育研究評議会及び経営協議会に参画（参画予定を含む。）し、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学等を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学等又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

**独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構**

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-7907

URL／<https://www.niad.ac.jp/>